

# 大内経営労務事務所 経営と労務管理の最新レポート

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋1-10-1六川ビル4階

TEL03-3264-6881 FAX03-3264-6882

発行日:2012年2月7日

## 3月から健康保険料率が変わります

来月から協会けんぽの健康保険料率が変更になります。各都道府県ごとに料率は異なりますが、東京都では次のようにになります。

### 【介護保険非加入者】

9.48%→9.97%

### 【介護保険加入者】

10.99%→11.52%

健康保険は0.49%のアップ、介護保険は0.04%のアップです。

この料率は、3月分より変更になります。給与からの健康保険料控除は、4月に支給日のあるものから変更してください。納付日でいうと、4月末日分からです。

以上は健康保険についての話題ですが、今国会で注目されるのは厚生年金保険の適用拡大です。

社会保障と税の一体改革の中で議論されていますが、パート労働者等労働時間数の短い者も年金の被保険者にし

ようという案です。今国会で議論されますが、適用が拡大されれば、企業負担の保険料は増加します。

ただ、現行案では、従業員300人以下の中小企業には何らかの救済措置がありそうです。

過去にもこのような適用拡大の議論は行われました。そのときは廃案になっているので、今回も改正案が国会を通過するかどうかは不明です。

パート労働者へ適用が拡大された場合、企業はどのように対応すべきか?

パート労働者をあまり雇用していない企業では特に対応は必要ないでしょう。それに比べパート労働者が多いスーパー、飲食店、一部製造業では保険料増へは次のような対策を講じることになります。

①商品、サービスの付加価値を高め、法定福利費を捻出する。このとき、価格を上げることになります。

②コストの削減を行い、費用を捻出する。

③パート労働者の労働時間を適用範囲外まで短くする。

④パート労働者の正社員化を図り、能力向上によるパフォーマンスを高め、費用分を吸収する。

⑤パート労働者の時間給単価を引き下げる。

以上の中で、対応しやすいのは②③になるでしょうか。ただ長期的には、①や④のように、従業員の能力向上を図り、付加価値の高い製品、サービスを提供し利益率を高めていくことを目指すのが王道でしょう。

法律改正が決まりましたら、対応せざるを得ません。「パートまで拡大したら企業は持たない」という考えは捨てなくてはなりません。負担増の中でも企業を存続するためには、どうすればよいか?前向きに考え方をしていきましょう。